

水銀体温計等の分別回収について

1 背景

「水銀に関する水俣条約」の締結に伴う国内法の一部施行や、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の方針に基づき、水銀による環境汚染防止の取組みを進めるため、水銀体温計等の分別回収を実施する。

2 分別回収の概要

(1) 回収対象

家庭で不要になった、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計

(2) 回収方法

①環境省モデル事業による回収

(ア) 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から平成 28 年 12 月 28 日（水）まで

(イ) 回収場所

公益社団法人北九州市薬剤師会に加入の薬局（約 600 ヲ所）、
区役所・出張所

(ウ) 回収方法

- 体温計 …回収場所に設置したボックスで回収
- 血圧計・温度計…回収場所の窓口で受け取り

②環境省モデル事業終了後の回収（本市事業）

(ア) 回収開始日

平成 29 年 1 月 4 日（月）

(イ) 回収場所

区役所・出張所

(ウ) 回収方法

環境省モデル事業と同様

(3) 回収した体温計等の処理

本市が分別回収している蛍光管と同様、ジェイ・リライツ（若松区）でリサイクル処理。

【回収対象】



【回収ボックス】



【参考】

○水銀汚染防止法（第17条）

市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○北九州市循環型社会形成推進基本計画（抜粋）

〔適正処理と安全・安心の確保〕

「水銀に関する水俣条約」の発効に向け、水銀廃棄物の処理などに関する法整備が進められています。本市においても、今後の国の動向を注視しながら、水銀廃棄物の処理などに適切に対応していきます。